

令和3年度事業計画書

I. 基本方針

公益財団法人核物質管理センターは、我が国の原子力の平和利用推進の要である核物質管理の中核機関として、国内保障措置制度及び核物質防護体制の確立とその維持向上に寄与してきたところである。令和3年度は、令和2年度に引き続き、関係機関の協力を得て、核物質管理に関する調査研究及び技術開発、国際協力、広報等の事業を実施するとともに、原子炉等規制法に基づく国際規制物資情報の解析その他の処理に関する指定情報処理機関及び原子力施設での保障措置検査、核燃料物質等の試料の分析等に関する指定保障措置検査等実施機関としての業務の実施を通じ、原子力の平和利用とエネルギーの安定供給の確保に貢献していく。

また、核物質管理に関する技術支援組織（TSO）としての役割を主体的・積極的に果たしていく。

これらの業務及び役割の実施に際しては、核物質管理に係る中核機関として、品質マネジメントシステムの実効性向上と改善により、品質保証を徹底することとし、特に、これらの業務及び役割を継続的かつ安定的に実施するため、基盤情報システムの安定運用、情報セキュリティ関係規定類の見直し、情報セキュリティ機器の更新作業、オープン側サーバの外部データセンターへの移設等厳格な情報セキュリティ対策を引き続き実践し、情報資産を適切に保護していく。

業務及び役割を取り巻く状況の変化への対応と多様な働き方を可能とする弾力的な環境整備に取り組み、業務を効果的・効率的に実践していく。

業務実施上の重点事項として、保障措置検査等業務では、福島第一原子力発電所等を含め原子力施設の状況に応じた適切な保障措置検査を実施する。また、試料の分析を実施するとともに、試料の分析のための設備・機器を整備し、適切に維持管理を実施する。さらに、国内保障措置体制の強化・信頼性向上等に資するため、国際原子力機関（IAEA）による国レベル保障措置手法に基づく施設タイプ別の査察実施手順書の検討、分析作業に関する技術及び分析技術の向上方策、計量管理技術等について調査研究を実施する。

なお、公益財団法人として、法人運営の透明性と適正性を確保するとともに、より一層の事業運営の合理化、効率化に努める。

II. 事業内容

1. 調査研究及び技術開発

保障措置、核物質防護、核セキュリティ及び核不拡散に関する国内外の動向を調査・分析するとともに、これらを基に、今後の核物質管理に関する技術開発の検討、提案等を行う。

また、原子力施設における保障措置技術開発、核物質防護及び核セキュリティに関する調査等を実施する。

2. 指導、技術者の養成及び広報

核物質管理に関する理解を促進するとともに技術者等の指導及び養成のため、保障措置、核物質防護及び核セキュリティに関するセミナーを開催する。

また、実務者のための計量管理報告書等記載要領講習会等を開催することにより、国内の計量管理の水準の維持及び向上に貢献する。

さらに、核物質管理に関連する理解促進、情報及び知識の普及のため、核物質管理に関する動向や技術情報について、ホームページによる情報発信及びウェブ版核物質管理センターニュース等の発行を行う。

3. 国際協力の推進等

核物質管理に係る国内外諸機関、関係諸国との連絡・情報交換を通じ、核物質管理に関する国際協力等を積極的に実施し、国内外における核物質管理の推進に寄与する。

4. 情報処理業務

指定情報処理機関として、国際規制物資の使用の状況に関する情報の整理及び解析の業務を行うとともに、追加議定書に基づく国際特定活動等の申告情報の整理業務を行う。

その際、品質保証を徹底し業務の高い信頼性を確保する。特に、継続的かつ安定的に業務を遂行するため、指定情報処理機関として基盤情報システムの安定運用、情報セキュリティ関係規定類の見直し等厳格な情報セキュリティ対策を引き続き実践し、情報資産を適切に保護していく。

さらに、これまでに検討した計算機構成や設置場所に基づき、リース満了に伴う計算機システムを更新し、運用を開始する。また、業務への適確な対応、効率化等に資するための情報整理・解析システムの整備を進める。

5. 保障措置検査等業務

指定保障措置検査等実施機関として、保障措置検査及び試料の分析のための設備・機器を整備し、保障措置検査、試料の分析及び記録の確認、保障措置検査に係る調査研究等を下記(1)～(4)のとおり実施する。

その際、品質保証を徹底し業務の高い信頼性を確保する。特に、継続的かつ安定的に業務を遂行するため、指定保障措置検査等実施機関として基盤情報システムの安定運用、情報セキュリティ関係規定類の見直し等厳格な情報セキュリティ対策を引き続き実践し、情報資産を適切に保護していく。

(1) 保障措置検査

国より交付される実施指示書に従い、保障措置検査対象施設において保障措置検査を実施する。六ヶ所再処理施設については、これまで整備した保障措置システムを運用し、同施設の操業に応じた適切な保障措置検査を実施する。

また、福島第一原子力発電所等を含め原子力施設の状況に応じた適切な保障措置検査を実施する。

(2) 試料の分析及び記録の確認

保障措置検査において提出を受けた試料又は国が立入検査において収去した試料の分析を適確に実施する。特に、分析データの品質管理の維持・向上に努めるとともに、試料の分析のための設備・機器を整備する。

また、核燃料物質等の移動を監視するために取り付け装置の記録を確認する。

(3) 東海保障措置分析所及び六ヶ所保障措置分析所の管理

保障措置活動の円滑な実施に留意しつつ、東海保障措置分析所及び六ヶ所保障措置分析所の分析設備・機器の適切な維持管理を行うとともに、安全を最優先にそれらの運用を行う。

また、両分析所における原子力規制検査に対応する。

(4) 保障措置技術に係る調査研究等

我が国における保障措置に国際的な保障措置技術等の進展を適切に反映させるため、検査技術や分析技術に関する調査研究等を実施する。

特に、国内保障措置体制の強化・信頼性向上等に資するため、IAEAによる国レベル保障措置手法に基づく施設タイプ別の査察実施手順書の検討、分析作業に関する技術及び分析技術の向上方策、計量管理技術等について調査研究を実施する。